

制定 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(名称・連絡先)

第1条 本会は、「(団体名) _____」と称し、事務所を文京区 _____、 _____ 宅(TEL _____)に置く。

(目的)

第2条 _____を通じて会員の _____ 向上と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1 (週・月) _____ 回の _____

1

1 その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第4条 第2条の目的に賛同する人

(役員)

第5条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長 _____ 名、副会長 _____ 名、会計 _____ 名、会計監査 _____ 名

(役員を選出方法)

第6条 役員は総会において選挙により選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は _____ 年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会・役員会)

第8条 1 本会は年 _____ 回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(1) 事業計画 (2) 予算・決算 (3) 規約改正 (4) 入退会の承認 (5) その他必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費その他の収入によって賄う。

会費は1人(月・年)額 _____ 円とする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年 _____ 月 _____ 日より _____ 月 _____ 日までとする。

(規約の発行)

第11条 本規約は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日より発行する。